

令和6年度保険料率について

令和6年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.21%	滋賀県	9.89%
青森県	9.49%	京都府	10.13%
岩手県	9.63%	大阪府	10.34%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.18%
秋田県	9.85%	奈良県	10.22%
山形県	9.84%	和歌山県	10.00%
福島県	9.59%	鳥取県	9.68%
茨城県	9.66%	島根県	9.92%
栃木県	9.79%	岡山県	10.02%
群馬県	9.81%	広島県	9.95%
埼玉県	9.78%	山口県	10.20%
千葉県	9.77%	徳島県	10.19%
東京都	9.98%	香川県	10.33%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.35%	高知県	9.89%
富山県	9.62%	福岡県	10.35%
石川県	9.94%	佐賀県	10.42%
福井県	10.07%	長崎県	10.17%
山梨県	9.94%	熊本県	10.30%
長野県	9.55%	大分県	10.25%
岐阜県	9.91%	宮崎県	9.85%
静岡県	9.85%	鹿児島県	10.13%
愛知県	10.02%	沖縄県	9.52%
三重県	9.94%		

2. 適用時期

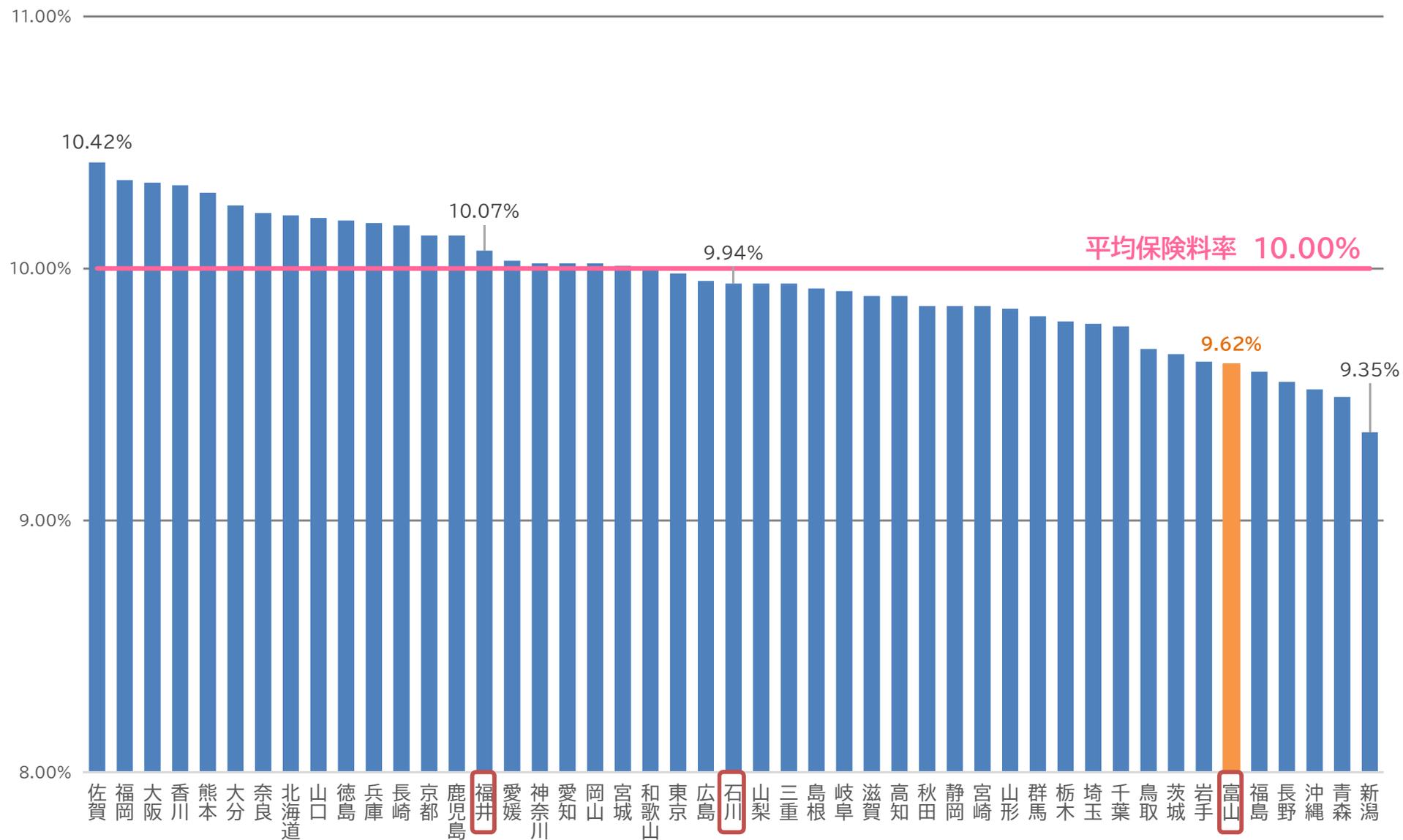
令和6年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

(参考) 令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化

(単位: %)

	令和5年度保険料率 (a)	令和6年度保険料率 (b)	現在からの変化分 (b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.29	10.21	▲0.08
2 青 森	9.79	9.49	▲0.30
3 岩 手	9.77	9.63	▲0.14
4 宮 城	10.05	10.01	▲0.04
5 秋 田	9.86	9.85	▲0.01
6 山 形	9.98	9.84	▲0.14
7 福 島	9.53	9.59	+0.06
8 茨 城	9.73	9.66	▲0.07
9 栃 木	9.96	9.79	▲0.17
10 群 馬	9.76	9.81	+0.05
11 埼 玉	9.82	9.78	▲0.04
12 千 葉	9.87	9.77	▲0.10
13 東 京	10.00	9.98	▲0.02
14 神 奈 川	10.02	10.02	0.00
15 新 潟	9.33	9.35	+0.02
16 富 山	9.57	9.62	+0.05
17 石 川	9.66	9.94	+0.28
18 福 井	9.91	10.07	+0.16
19 山 梨	9.67	9.94	+0.27
20 長 野	9.49	9.55	+0.06
21 岐 阜	9.80	9.91	+0.11
22 静 岡	9.75	9.85	+0.10
23 愛 知	10.01	10.02	+0.01
24 三 重	9.81	9.94	+0.13
25 滋 賀	9.73	9.89	+0.16
26 京 都	10.09	10.13	+0.04
27 大 阪	10.29	10.34	+0.05
28 兵 庫	10.17	10.18	+0.01
29 奈 良	10.14	10.22	+0.08
30 和 歌 山	9.94	10.00	+0.06
31 鳥 取	9.82	9.68	▲0.14
32 島 根	10.26	9.92	▲0.34
33 岡 山	10.07	10.02	▲0.05
34 広 島	9.92	9.95	+0.03
35 山 口	9.96	10.20	+0.24
36 徳 島	10.25	10.19	▲0.06
37 香 川	10.23	10.33	+0.10
38 愛 媛	10.01	10.03	+0.02
39 高 知	10.10	9.89	▲0.21
40 福 岡	10.36	10.35	▲0.01
41 佐 賀	10.51	10.42	▲0.09
42 長 崎	10.21	10.17	▲0.04
43 熊 本	10.32	10.30	▲0.02
44 大 分	10.20	10.25	+0.05
45 宮 崎	9.76	9.85	+0.09
46 鹿 児 島	10.26	10.13	▲0.13
47 沖 縄	9.89	9.52	▲0.37

協会けんぽ支部別 健康保険料率(令和6年度)



(参考)

協 富 山 支 部 発 第 240117-02 号
令 和 6 年 1 月 17 日

全国健康保険協会
理事長 北川 博康 様

全国健康保険協会富山支部
支部長 松井 泰治
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

富山支部の令和 6 年度保険料率について、令和 5 年度保険料率の 9.57%から 0.05%ポイント引き上げ、9.62%とすることは、妥当と考えます。

2. 理由等

先般開催した支部評議会では、中長期的な視点による健全な財政運営に向け、平均保険料率 10%を維持するとの結論のもと、令和 6 年度富山支部保険料率を 9.62%とすることに異論はありませんでした。

高齢化に伴い年々医療費が増加している中、個々の加入者の標準報酬月額の上昇は追いついておらず、また物価急騰等の影響による経済状況も踏まえると中長期の財政見通しは極めて不透明といえます。

当支部としては、加入者の健康維持・増進こそが将来的な医療費の抑制に寄与するものにとらえ、加入者・事業主の理解及び行動がなお一層促進されるよう、保健事業を中心とする戦略的保険者機能の発揮に努めてまいります。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見（富山支部）

（令和6年1月16日開催 富山支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 富山支部保険料率を9.62%とすることに異議なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 将来的に収支が悪化する見通しがある中で、平均保険料率10%を少しでも長く維持できるよう、インセンティブ制度の効果も踏まえたうえで、加入者の健康維持・増進による医療費抑制に努めていただきたい。